

入札説明書

大淵発電所ほか2発電所の電力売却に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和8年9月11日

2 入札に付する事項

(1) 件名

大淵発電所ほか2発電所の電力売却

(2) 契約書及び仕様等

別添契約書及び仕様書のとおり

(3) 対象発電所

受給地点	所在地	受給最大出力(kW)
大淵発電所	福岡県八女市黒木町北大淵字道の上807-4番地	7,500
木屋発電所	福岡県八女市黒木町北木屋字寄2819-2番地	7,500(※)
ちくし発電所	福岡県那珂川市大字五ヶ山字下北川908-8番地の地先	550
合計		15,550

※ 受託発電分の1,500kWを含む。

(4) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

イ 売却期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 予定売却電力量

136,368,000kWh (受給期間合計)

【内訳】

令和9年度 45,564,000kWh

令和10年度 45,744,000kWh

令和11年度 45,060,000kWh

なお、対象発電所は水力により発電を行うため、気象状況等により受給電力量が変動することから、実際の売却に当たっては、予定売却電力量を保証するものではありません。

予定売却電力量と比較して増減する場合は、受給電力量を購入するものとします。

(6) 環境価値

売却する電気には、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）」等の非化石価値の付加価値を含むものとします。ただし、同法令等に改正があった場合には、その取扱いについて協議するものとします。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に未納のない者。
- (5) 福岡県の県税に未納のない者。
- (6) 福岡県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (8) これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- (9) 小売電気事業者としての令和5年度、令和6年度及び令和7年度の電力供給実績の平均が45,456,000kWh以上であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 直近の事業年度の財務諸表において、債務超過及び累積欠損がないこと。
- (12) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。

5 契約条項を示す場所

3に同じ。

6 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次のとおり提出してください。

ア 受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年10月9日（金）までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）

イ 提出方法

質問書（様式1）に必要事項を記載の上、3の場所に持参又は電子メール（kigyokyoku@pref.fukuoka.lg.jp）により提出してください。なお、電子メールの場合は、送信後、必ず企業局管理課電気工水係（092-643-3787）に着信の確認を行ってください。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答書は、令和8年9月11日（金）から開札日まで福岡県庁ホームページに掲載します。

7 競争入札参加資格審査申請

(1) 競争入札参加資格審査について

本件入札に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出し、入札参加資格を有することの確認を得てください。

(2) 申請受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年10月5日（月）までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）

(3) 申請受付場所

3に同じ。

(4) 申請方法

申請書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間内必着。以下同じ。）してください。ただし、やむを得ない場合は、郵送に代えて持参することができます。

(5) 申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式2）
- イ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式3）
- ウ 消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（納税証明書（その3））
税務申告した税務署が発行するもの
- エ 福岡県の県税に未納のないことの証明書
福岡県の県税事務所が発行するもの
※ 福岡県内に本店、支店、営業所等の事業所がある場合のみ
- オ 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類の写し
- カ 令和5年度、令和6年度及び令和7年度の電力供給実績の平均が45,456,000kWh以上であることを証する書類
電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）様式第2第1表（発受電月報（総括表））等
- キ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ク 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
申請日直近の事業年度のもので、単独決算が記載されているもの（連結決算分は不可。）
- ケ 印鑑証明書（代表者印）

※ 証明書は発行から3か月以内のものを提出してください。（オ、カを除く。）なお、公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内で内容が鮮明であれば、写しでも構いません。

(6) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ 県は、申請者に無断で申請書類を他の用途に使用しません。
- ウ 申請書類は、返却しません。
- エ 受付期限以降における書類の差し替え及び再提出はできません。

8 資格審査結果の通知

競争入札参加資格の有無は、審査終了後、令和8年10月26日（月）頃までを目途に競争入札参加資格決定通知書により順次郵送で通知します。ただし、通知後において、参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、参加資格を取り消します。

入札参加資格を有すると通知された者に令和9年度、令和10年度及び令和11年度の容量確保契約額を提示します。

9 入札書の提出場所、受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月6日（金）までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）

(2) 入札書の提出場所及び提出方法

入札書（様式4）により、3の場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間内必着。）により行ってください。

ア 持参する場合

入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封筒に「商号又は名称」及び「11月11日開札《大渕発電所ほか2発電所の電力売却》の入札書在中」と朱書きしてください。

イ 郵送する場合

二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には「商号又は名称」及び「11月11日開札《大渕発電所ほか2発電所の電力売却》の入札書在中」と朱書きし、外封筒には「11月11日開札《大渕発電所ほか2発電所の電力売却》の入札書在中」と朱書きしてください。

(3) 入札書に記載する金額

入札は1kWh当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札に係る留意事項

ア 入札書には印鑑証明印（代表者印）を押印してください。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について印鑑証明印（代表者印）を押印してください。なお、入札書に記載された金額については訂正できません。

ウ 入札書は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

エ 入札書の封印は印鑑証明印（代表者印）を使用してください。

オ 入札書は糊付けで封をした後、入札書に押印した印鑑で、封筒の継ぎ目（① 上部の糊付け部分、② 封筒左右の継ぎ目部分、③ 封筒底部の継ぎ目部分）に封印してください。

カ 入札者は、仕様書、契約書等を熟覧のうえ、入札してください。仕様書等について疑義があるときは、6により質問してください。入札後、仕様書、契約書等についての不明を理由として異議を申し出ることはできません。

キ 入札書の日付は、入札書を作成した日（競争入札参加資格決定通知書を発した日から入札書提出期限日までのいずれかの日）を記入してください。

ク 入札者は、代理人に入札させるときは、委任状（様式5）を作成し、持参又は郵送してください。入札書とあわせて郵送する場合は、外封筒に同封してください。この場合、入札書

には代理人名を記載し、代理人使用印を押印してください。

ケ 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできません。

(5) 入札執行回数は、再度入札とあわせて2回とします。

10 開札

(1) 日時

令和8年11月11日(水) 午前10時

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企業局管理課会議室(県庁行政棟6階北棟)

(3) 開札に立ち会うことができる者

開札は、入札者本人(法人の場合は代表者)又はその代理人が出席して行うものとします。

この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

(4) 開札立会いに必要な書類

ア 名刺

イ 委任状 ※代理人が参加する場合

ウ 再度入札に使用する印鑑(代表者印又は代理人使用印)

(5) その他

開札場には、開札時刻以後においては、入場することはできません。

11 再度入札

(1) 再度入札の実施

ア 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、後記16(1)の各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができません。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなします。

イ 再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行します。

(2) 再度入札の方法

初回入札の開札後、入札執行職員が口頭で指定した時に再入札書(様式6)を提出してください。

(3) 落札者がいない場合

再度入札は1回とし、再度入札においても落札者のない場合は、再度入札において有効な入札を行った者のうち最高金額を記載した入札者と見積書(様式7)による随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行います。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金について

入札しようとする金額(1kWh当たりの単価)の100分の110(=消費税及び地方消費税相当額を加えた金額)に予定売却電力量(136,368,000kWh)を乗じて得た金額の100分の5以上の入札

保証金を納付してください。

ただし、次に該当する場合は入札保証金の納付が免除されます。減免に係る書類は、入札期間内に福岡県企業局管理課に持参又は郵送により提出してください。入札書とあわせて郵送する場合は、外封筒に同封してください。

ア 保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約（入札しようとする金額（1 kWh 当たりの単価）の100分の110（＝消費税及び地方消費税相当額を加えた金額）に予定売却電力量（136,368,000kWh）を乗じて得た金額の100分の5以上を保険金額とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保証期間は、開札日から契約締結日とする。

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 入札保証金の納付及び取扱い

ア 入札保証金の納付方法

(1)ア又はイの免除事項を満たさない場合、入札期間内に入札保証金を納付してください。

納付は、原則として以下の口座へ銀行振込により行ってください。

振込後、福岡県企業局管理課に電話又は電子メールにより御連絡ください。振込元の口座名義が会社名や代表者名と異なる場合はあわせてお知らせください。

納付後の領収書等は保管し、福岡県企業局管理課が求めるときは写しを提出してください。

振込手数料は入札参加者の負担となります。

金融機関：福岡銀行 本店営業部
預金種別：普通
口座番号：20122
口座名義：フクオカケンギョウキョクデンシキョウ（福岡県企業局電気事業）

その他の納付方法を希望する場合は、早期に福岡県企業局管理課電気工水係に問い合わせてください。（手続きに1週間程度を要する場合があります。）

イ 入札保証金の取扱い

入札保証金は、落札者に対しては契約保証金に充当し、落札者以外の者に対しては入札終了後に入札者の指定した金融機関の口座への振込によりこれを還付します。落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属します。

(3) 契約保証金

落札者は、落札価格（1 kWh当たりの単価）に予定売却電力量（136,368,000kWh）を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

ア 保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（落札価格（1 kWh当たりの単価）に予定売却電力量（136,368,000kWh）を乗じて得た金額の100分の10以上を保険金額とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保証期間は、契約締結日から契約期間の末日までとする。

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

(4) その他

(1)イ及び(3)イについて、契約の相手方が押印した契約履行証明書（様式8）の原本を提出してください。（相手方が指定する様式がある場合はそちらで構いません。）履行完了年月日が開札日から遡って過去2年以内である必要があります。

また、「同種」は電力の購入契約であれば、水力に限定しません。「同規模」は、入札しようとする金額（1kWh当たりの単価）の100分の110（＝消費税及び地方消費税相当額を加えた金額）に予定売却電力量（136,368,000kWh）を乗じて得た金額の10分の2以上の金額としています。

13 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、自由に入札を辞退することができます。入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式9）を3の場所に提出してください。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。
- (2) 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければいけません。
- (3) 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- (4) 入札者は、談合情報等があった場合には、県の事情聴取等に協力しなければいけません。
- (5) (1)から(3)に該当する場合又は該当する疑いやおそれが払拭できないとされた場合は入札を無効とすることがあります。

15 入札の延期又は取りやめ等

- (1) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがあります。

16 入札の無効

- (1) 次の入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

イ 所定の場所及び日時に到達しない入札

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 入札保証金が12（1）に規定する金額に達しない入札

オ 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札

カ 金額の記載がない入札

キ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

ク 明らかに連合等によると認められるとき

ケ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

- コ 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

17 落札者の決定の方法

予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札書に記載されたくじ番号を用いたくじを実施し落札者を定める。

18 契約

- (1) 契約条項は、別添「電力受給契約書」によります。
- (2) 落札者は、原則として、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 落札者が(2)に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとします。
- (4) 落札者が課税事業者である場合は、速やかに、課税(免税)事業者届出書（様式10）を提出してください。

19 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) この入札及び契約に係る費用は入札者の負担とします。
- (3) 入札者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。
- (4) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、その他関係法令を遵守してください。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消します。